

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年6月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000339号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100017号

第1 結論

1 請求者のA社における平成27年9月1日から平成30年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については32万円から34万円、同年9月から平成30年3月までの標準報酬月額については32万円から36万円とする。

平成27年9月から平成30年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月から平成30年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成30年4月1日から同年8月1日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年4月から同年7月までの標準報酬月額については、32万円から36万円とする。

なお、訂正請求日(令和2年5月11日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間である平成30年4月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成30年8月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における請求期間の標準報酬月額が、32万円と記録されており、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成27年9月1日から平成30年4月1日までの期間について、請求者か

ら提出された給料支払明細書（写）及び事業主の陳述により、請求者は、平成 27 年 9 月から平成 30 年 3 月までの標準報酬月額決定の基礎となる月において、A 社から、オンライン記録における標準報酬月額（32 万円）を超える標準報酬月額（平成 27 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 34 万円、同年 9 月から平成 30 年 3 月までは 36 万円）に相当する報酬月額の支払を受け、平成 27 年 9 月から平成 30 年 3 月までにおいて、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成 27 年 9 月から平成 30 年 3 月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書（写）により確認できる当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる月の報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額から、平成 27 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 34 万円、同年 9 月から平成 30 年 3 月までは 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 9 月から平成 30 年 3 月までについて、当該期間に係る保険料徴収権が時効により消滅する前に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と陳述している一方、オンライン記録における標準報酬月額（32 万円）を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 30 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、本件訂正請求日（令和 2 年 5 月 11 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間である。

請求者から提出された給料支払明細書（写）及び事業主の陳述により、請求者は、平成 30 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額決定の基礎となる月において、A 社から、オンライン記録における標準報酬月額（32 万円）を超える標準報酬月額（36 万円）に相当する報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

したがって、平成 30 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書（写）により確認できる当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる月の報酬月額から 36 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000375号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100018号

第1 結論

- 1 請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和32年4月10日から同年3月21日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和32年3月21日から同年4月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和32年3月21日から同年4月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間③について、訂正請求記録の対象者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年3月2日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和39年3月2日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和39年3月2日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和26年6月25日から同年7月1日まで
② 昭和32年3月21日から同年4月10日まで

③ 昭和 39 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

私の父（訂正請求記録の対象者）は、昭和 26 年 6 月 25 日に A 社へ正社員として入社し、昭和 39 年 4 月 30 日まで継続して勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間①については、A 社における資格取得日が昭和 26 年 7 月 1 日となっており、請求期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、昭和 26 年 6 月 25 日を資格取得日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②については、昭和 32 年 3 月 21 日に A 社（本社）から同社 B 支店へ転勤したが、請求期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、昭和 32 年 3 月 21 日を資格取得日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③については、昭和 39 年 4 月 1 日に A 社 C 支店から同社（本社）へ転勤したが、請求期間③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、昭和 39 年 4 月 1 日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る辞令（写）、事業主の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、A 社に継続して勤務（昭和 32 年 3 月 21 日に A 社（本社）から同社 B 支店に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 32 年 3 月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳により確認できる A 社 B 支店における資格取得時（昭和 32 年 4 月 10 日）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 32 年 3 月 21 日から同年 4 月 10 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険出張所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③について、事業主の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、A 社に継続して勤務（昭和 39 年 4 月 1 日に A 社 C 支店から同社（本社）に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 39 年 3 月の標準報酬月額については、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる訂正請求記録の対象者の同年 2 月の記録から、3 万 6,000 円と

することが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 39 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の手帳（写）によると、「昭 26. 6. 25 A社入社」と記載されていることから、訂正請求記録の対象者が当該期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、請求期間①について、訂正請求記録の対象者の具体的な勤務状況及び厚生年金保険料の控除について資料が残っておらず不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において請求期間①に厚生年金保険被保険者記録のある従業員に照会を行ったものの回答が得られず、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。